

問2 従う信号は歩行者用？車用？

正解は…△ (場所によって違う)

**解説** 自転車がどの信号に従うかは、走っている場所によって異なります。特に多いのが、車道を走っているのに、歩行者用信号を見てしまうパターン。歩行者用信号が青になっても、車両用信号が赤であれば自転車は進んではいけません。

**気を付けたいのが、自転車専用信号があるとき！**  
表の③のようにこの標識があるときは、車道を走っていても歩道側の信号に従います。

走っている場所	従う信号
①車道を走っているとき	車両用信号 (車と同じ信号)
②歩道を走っているとき	歩行者用信号
③歩行者・自転車専用信号があるとき	歩行者・自転車専用信号

見落とし注意！

問1 自転車は歩道を走っていいの？

正解は…△ (条件付きで○)

**解説** 自転車は車道の左側を走るのが原則です。歩道を走っていいのは次の場合に限られます。

- ① 歩道に「自転車通行可」の標識・標示がある
- ② 13歳未満の子ども、70歳以上の高齢者、身体の不自由な方が運転する場合
- ③ 車道を走ることが危険な状況である場合

上記に該当し、歩道を走るときは、歩行者優先、徐行が義務で、いつでも止まれる速度で走ることが必要です。

**さらに注意！**  
歩道の上では、自転車は双方向に走ることができませんが、車の進行方向と反対に進んでいる自転車は、車道に降りた時点で、逆走となります！



「青切符」ってそもそも何？

これまでは、自転車のルール違反に対して「警察官からの注意（指導）」か、重い罰則を伴う「赤切符」のどちらかでした。

新しく導入された「青切符」とは

16歳以上の自転車運転者を対象に、傘さし運転・ヘッドホン使用などの危険な運転行為に対して「反則金」の納付を求めるものです。青切符を切られた後に反則金を納めないと、これまでの「赤切符」と同様に、刑事罰の対象（前科がつく可能性）となります。



青切符制度の概要はこちら



特集

4月1日から自転車の青切符制度が導入されました

本当に自転車ちゃんと乗れてる!?

4月1日から青切符導入自転車運転、見直す時です  
通勤・通学や買い物など、毎日のように乗っているのに、意外と知らない自転車のルール。「なんとなく」で乗っていませんか？  
令和8年4月1日から、自転車の違反には反則金が課される新しい制度「交通反則通告制度（青切符）」がスタートしました。改めて自転車の交通ルールとその違反について、一緒に確認してみましょう。

自転車のルール…正直、知らないかも

**コラム column**  
私がスマートフォンを見たのは、ほんの3秒だった。  
イヤホンで音楽を聴きながら自転車に乗る。スマートフォンは、ハンドルから目を離した瞬間、前方を歩いていた高齢者に気づいたときは、もう遅かった。高齢者は、わずかな衝撃でも骨折しやすくて、そのまま寝たきりになってしまふケースも少なくない。被害者の方のその後の生活、ご家族の悲しみを思うと、取り返しつかない結果になる。支払うのは、1万2千円の反則金だけでは…。進学、就職、将来の夢「ながら運転」の一瞬が、あなたの人生そのものを変えてしまうかもしれない。スマホはポケットへ、イヤホンは外して、顔を上げて走ろう。自転車は凶器にもなり得る乗り物なのだ。

何百回と繰り返してきた、いつもの帰り道。「慣れている」ことが油断を生んでいるかもしれません。

車を運転する人もご注意！車が自転車を追い抜くときの新しいルール

自動車が自転車の右側を追い抜く場合、両者の間に十分な間隔がないとき、自動車は間隔に応じた安全な速度で進行する、自転車等はできる限り道路の左側に寄って通行するという義務が罰則付きで規定されました。具体的な数値は法律で規定されていませんが、十分な間隔は約1～1.5m以上、安全な速度は原則時速20～30km程度が望ましいとされています。

違反するとー

対象	違反行為	反則金
自動車	歩行者等側方安全通過義務違反	7,000円 (普通車)
自転車	被側方通過車義務違反	5,000円

下校時間にご用心！夕方自転車事故の危険タイム

夕方の時間帯(16時～18時)、特に下校時間と重なる時間帯に事故が急増！その多くを10代の学生が占めています。

これ、違反です！  
普段何気なくやってない？

ライトをつけずに走行・友達と話しながらなどの並走運転で、以下の反則金が課されます。

**無灯火**  
反則金 5,000円

**並走運転**  
反則金 3,000円

交差点に注意！事故の約6割は交差点で発生！

自転車による交通事故の発生場所で、最も多いのが「交差点」です。事故の約6割が交差点で発生しています。

これ、違反です！  
油断せず気をつけて！

「いつもの道だから」「少しの距離だから」と確認を怠ると、以下の反則金が課されます。

**一時不停止**  
反則金 5,000円

**交差点右左折方法違反**  
反則金 3,000円

※警察官をかたり青切符を悪用した詐欺事案が確認されています。警察官が取締りの場で反則金を徴収することはありません！